

年度

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
道府県民税 特別徴収

市 処 理 欄	年度	年度

受付印

洲本市長様

年 月 日 提出

〔特別徴収義務者〕  
給与支払者

名称  
(氏名)

所在地  
(住所)

法人番号

担  
当  
者

フリガナ

氏名

電話

特別徴収  
指定番号

給与所得者	フリガナ		新姓	(ア)特別徴収税額 (年額税)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額			
	氏名			円	月分から	月分から					1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 ( )	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	円
	生年月日	大・昭・平 年 月 日		円	月分まで	月分まで							
	個人番号			円									
	住所 1月1日現在												
住所 異動後													

◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載して下さい。←

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地〒 名称	特別徴収指定番号 (電話 - - )	左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。
-----------------------	------------	-----------------------	---------------------------------------

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。←

一 括 徴 収	一括徴収する場合	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備 考				
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で 本人からの申出があったため。	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)				
	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収 の継続の希望がないため。								
	一括徴収しない場合								
理 由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与または退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。				点検				
理 由				処 旧 特 別 徴 収 欄	年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替	3 一括徴収 4 その他	点検
					年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替	3 一括徴収 4 その他	

- 記 載 注 意
- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。
  - 太線  で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
  - 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
  - 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。  
一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載してください。  
一括徴収しない場合には、理由欄の1から4のうち該当する項目を○で囲んでください。

で退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合

# 異動届記入例（従業員の方の退職等により、残りの税額を事業所が一括して納付する場合）

年度		年度		年度	
市町村民税 道府県民税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書	
受付印		株式会社〇〇〇〇商事		給与担当 係	
名称 (氏名)		所在地 (住所)		特別徴収指定番号	
〇〇〇〇〇〇〇〇		××県△△市〇〇		〇〇××△△	
フリガナ		フリガナ氏名		電話	
スモト ハナコ		山田 太郎		××-××××-××××	
氏名		異動年月日		異動の事由	
洲本 花子		R5 年 8 月 31 日		1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他	
生年月日		異動後の未徴収税額の徴収方法		1月1日	
大昭和 63 年 6 月 26 日		1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)		までの	
個人番号		特別徴収税額 (年額税)		120,000 円	
××××△△△△〇〇〇〇		(イ) 徴収済額		6 月分から	
住所		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		8 月分から	
1月1日現在		7 月分まで		5 月分まで	
異動後		20,000 円		100,000 円	
洲本市 本町1-4-10		異動年月日		異動の事由	
同上		R5 年 8 月 31 日		1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他	
◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載して下さい。◀					
新しい給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地		特別徴収指定番号	
名称		(電話)		左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。	
◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。◀					
一括徴収する場合		徴収予定月日		徴収予定額	
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。		8 月 31 日		100,000 円	
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。				100,000 円	
一括徴収しない場合		徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		備考	
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。				左記の一括徴収した税額は 8 月分 で納入します。(翌月10日納期限)	
2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)					
3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与または退職手当等の支払がないため。					
4 死亡による退職のため。					
記		処旧特別徴収欄		年度	
載		年度		月分以降の月割額は	
注		1 特別徴収義務者を変更		3 一括徴収	
意		2 普通徴収へ切替		4 その他	
1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。		2 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。		3 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時まで支給から控除した社会保険料の額を記載してください。	
4 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。		一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載してください。		一括徴収しない場合には、理由欄の1から4のうち該当する項目を○で囲んでください。	

異動があった従業員の方のお名前、生年月日、住所等をご記入下さい。

退職、転職など、住民税を天引きできなくなった理由を選び、残りの税額についてどのように徴収するかを選んで下さい。

2. 一括徴収...残りの税額を従業員の方の最後の給与又は退職手当等から一括して徴収し、納付します。なお、一括して納付する月を下記赤枠内にご記入下さい。

残りの税額を一括で徴収する場合は、一括して納付する月を記載して下さい。(※翌月10日納期)

あ 退職の日が一月一日から四月三十日までの間は、本人からの申出がない場合は、本人からの申出がない場合で

# 異動届記入例（従業員の方の退職等により、残りの税額を本人が普通徴収により支払う場合）

年度		年度		年度	
市町村民税 道府県民税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書	
受付印		株式会社〇〇〇〇商事		給与担当 係	
名称 (氏名)		所在地 (住所)		特別徴収指定番号	
株		××県△△市〇〇		〇〇××△△	
フリガナ		フリガナ氏名		係	
スモト ハナコ		山田 太郎			
氏名		電話			
洲本 花子		××-××××-××××			
生年月日		(ア)特別徴収税額 (年額税)		異動年月日	
大昭和 63年 6月 26日		円		R5年 8月31日	
個人番号		(イ)徴収済額		異動の事由	
××××△△△△〇〇〇〇		6月分から		1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他	
住所		(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)		異動後の未徴収税額の徴収方法	
1月1日現在 洲本市 本町1-4-10		円		1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	
異動後 同上		8月分まで 30,000円		1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	
		9月分まで 90,000円			
◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載して下さい。◀					
新しい給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地		特別徴収指定番号	
名称		(電話 - - )		左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。	
◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。◀					
一括徴収する場合		徴収予定月日		徴収予定額	
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。				円	
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。				円	
一括徴収しない場合		徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		備考	
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。		円		左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)	
2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)					
3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与または退職手当等の支払がないため。					
4 死亡による退職のため。					
処旧特別徴収欄		年度		月分以降の月割額は	
		年度		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替	
				3 一括徴収 4 その他	
				点検	
記載注意					
1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。					
2 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。					
3 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。					
4 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。					
一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載してください。					
一括徴収しない場合には、理由欄の1から4のうち該当する項目を○で囲んでください。					

異動があった従業員の方のお名前、生年月日、住所等をご記入下さい。

退職、転職など、住民税を天引きできなくなった理由を選び、残りの税額についてどのように徴収するかを選んで下さい。

3. 普通徴収・・・残りの税額を従業員本人が納付します。(この異動届を確認した後、洲本市からご本人様に納付書をお送りします。)

残りの税額を一括で徴収できない理由について、該当するものを選んでください。

で退職の日が一月一日から四月三十日まで徴収しての間の方については、本人からの申出がない場合

# 異動届記入例（従業員の方の転勤等により、特別徴収を別事業所で継続する場合）

年度		年度		年度	
市町村民税 道府県民税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書	
受付印		株式会社〇〇〇〇商事		給与担当 係	
名称 (氏名)		所在地 (住所)		特別徴収指定番号	
株主 (氏名)		××県△△市〇〇		〇〇××△△	
フリガナ		フリガナ氏名		係	
スモト ハナコ		山田 太郎			
氏名		電話			
洲本 花子		××-××××-××××			
生年月日		(ア)特別徴収税額 (年額税)		異動年月日	
大昭平 63年 6月 26日		6月分から		R5年 8月31日	
個人番号		(イ)徴収済額		異動の事由	
××××△△△△〇〇〇〇		8月分まで		1 転勤	
住所		(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)		2 退職	
1月1日現在 洲本市 本町1-4-10		30,000 90,000		3 死亡	
異動後 同上				4 休職	
				5 長欠	
				6 その他	
				(本人が納付する)	
				1 特別徴収継続	
				2 一括徴収	
				3 普通徴収 (本人が納付する)	
				4 その他	
				5 その他	
				6 その他	
				7 その他	
				8 その他	
				9 その他	
				10 その他	
				11 その他	
				12 その他	
				13 その他	
				14 その他	
				15 その他	
				16 その他	
				17 その他	
				18 その他	
				19 その他	
				20 その他	
				21 その他	
				22 その他	
				23 その他	
				24 その他	
				25 その他	
				26 その他	
				27 その他	
				28 その他	
				29 その他	
				30 その他	
				31 その他	
				32 その他	
				33 その他	
				34 その他	
				35 その他	
				36 その他	
				37 その他	
				38 その他	
				39 その他	
				40 その他	
				41 その他	
				42 その他	
				43 その他	
				44 その他	
				45 その他	
				46 その他	
				47 その他	
				48 その他	
				49 その他	
				50 その他	
				51 その他	
				52 その他	
				53 その他	
				54 その他	
				55 その他	
				56 その他	
				57 その他	
				58 その他	
				59 その他	
				60 その他	
				61 その他	
				62 その他	
				63 その他	
				64 その他	
				65 その他	
				66 その他	
				67 その他	
				68 その他	
				69 その他	
				70 その他	
				71 その他	
				72 その他	
				73 その他	
				74 その他	
				75 その他	
				76 その他	
				77 その他	
				78 その他	
				79 その他	
				80 その他	
				81 その他	
				82 その他	
				83 その他	
				84 その他	
				85 その他	
				86 その他	
				87 その他	
				88 その他	
				89 その他	
				90 その他	
				91 その他	
				92 その他	
				93 その他	
				94 その他	
				95 その他	
				96 その他	
				97 その他	
				98 その他	
				99 その他	
				100 その他	
				101 その他	
				102 その他	
				103 その他	
				104 その他	
				105 その他	
				106 その他	
				107 その他	
				108 その他	
				109 その他	
				110 その他	
				111 その他	
				112 その他	
				113 その他	
				114 その他	
				115 その他	
				116 その他	
				117 その他	
				118 その他	
				119 その他	
				120 その他	
				121 その他	
				122 その他	
				123 その他	
				124 その他	
				125 その他	
				126 その他	
				127 その他	
				128 その他	
				129 その他	
				130 その他	
				131 その他	
				132 その他	
				133 その他	
				134 その他	
				135 その他	
				136 その他	
				137 その他	
				138 その他	
				139 その他	
				140 その他	
				141 その他	
				142 その他	
				143 その他	
				144 その他	
				145 その他	
				146 その他	
				147 その他	
				148 その他	
				149 その他	
				150 その他	
				151 その他	
				152 その他	
				153 その他	
				154 その他	
				155 その他	
				156 その他	
				157 その他	
				158 その他	
				159 その他	
				160 その他	
				161 その他	
				162 その他	
				163 その他	
				164 その他	
				165 その他	
				166 その他	
				167 その他	
				168 その他	
				169 その他	
				170 その他	
				171 その他	
				172 その他	
				173 その他	
				174 その他	
				175 その他	
				176 その他	
				177 その他	
				178 その他	
				179 その他	
				180 その他	
				181 その他	
				182 その他	
				183 その他	
				184 その他	
				185 その他	
				186 その他	
				187 その他	
				188 その他	
				189 その他	
				190 その他	
				191 その他	
				192 その他	
				193 その他	
				194 その他	
				195 その他	
				196 その他	
				197 その他	
				198 その他	
				199 その他	
				200 その他	
				201 その他	
				202 その他	
				203 その他	
				204 その他	
				205 その他	
				206 その他	
				207 その他	
				208 その他	
				209 その他	
				210 その他	
				211 その他	
				212 その他	
				213 その他	
				214 その他	
				215 その他	
				216 その他	
				217 その他	
				218 その他	
				219 その他	
				220 その他	
				221 その他	
				222 その他	
				223 その他	
				224 その他	
				225 その他	
				226 その他	
				227 その他	
				228 その他	
				229 その他	
				230 その他	
				231 その他	
				232 その他	
				233 その他	
				234 その他	
				235 その他	
				236 その他	
				237 その他	
				238 その他	
				239 その他	
				240 その他	
				241 その他	
				242 その他	
				243 その他	
				244 その他	
				245 その他	
				246 その他	
				247 その他	
				248 その他	
				249 その他	
				250 その他	
				251 その他	
				252 その他	
				253 その他	
				254 その他	
				255 その他	
				256 その他	
				257 その他	
				258 その他	
				259 その他	
				260 その他	
				261 その他	
				262 その他	
				263 その他	
				264 その他	
				265 その他	
				266 その他	
				267 その他	
				268 その他	
				269 その他	
				270 その他	
				271 その他	
				272 その他	
				273 その他	
				274 その他	
				275 その他	
				276 その他	
				277 その他	
				278 その他	
				279 その他	
				280 その他	
				281 その他	
				282 その他	
				283 その他	
				284 その他	
				285 その他	
				286 その他	
				287 その他	
				288 その他	
				289 その他	
				290 その他	
				291 その他	
				292 その他	
				293 その他	
				294 その他	
				295 その他	
				296 その他	
				297 その他	
				298 その他	
				299 その他	
				300 その他	
				301 その他	
				302 その他	
				303 その他	
				304 その他	
				305 その他	
				306 その他	
				307 その他	
				308 その他	
				309 その他	
				310 その他	
				311 その他	
				312 その他	
				313 その他	
				314 その他	
				315 その他	
				316 その他	
				317 その他	
				318 その他	
				3	